連合北海道男女平等参画推進委員会「労働局への要請行動」に関する報告

男女の性別を問わず、安心して働きつづけられる「男女平等参画社会」を実現しよう！

連合北海道男女平等参画推進委員会は、７月１４日に北海道労働局に対し、「雇用における男女平等に関する要請」を実施しました。今年は新型コロナウイルスの感染拡大防止の観点から、太田委員長、三浦副委員長、齋藤副事務局長、大浦事務局次長という少人数で、また、会議室は換気が十分にされる中、消毒液が用意され、全員マスク着用での実施となりました。

まず太田委員長から北海道労働局雇用環境・均等部の粟山部長に要請書を手渡し、要請内容についての説明を行いました。連合北海道としては仕事と育児・介護・不妊治療等との両立、ハラスメント対応、次世代育成法・女性活躍推進法にもとづく行動計画などについて、相談対応・指導の強化、事業主支援、環境整備、周知啓発するよう７項目にして要請したところです。粟山部長からは、制度にかかわる情報提供や助言といった指導だけではなく、相談対応や助成金の紹介、また、それに対応すべき職員の研修を実施するなど支援も合わせて行っていくとの回答がありました。

その後、このコロナ禍において自治体職場で浮かび上がってきた妊娠中の職員の働きづらさや女性が多い非正規雇用の課題、連合北海道の調査結果から、次世代育成や女性活躍推進にかかる行動計画が浸透していないことや男性の育児休業取得の少なさが見えてきたこと、また、くるみんやえるぼしの取得がなかなか進まない中、どうすれば取り組むことができるのかといった課題を報告しました。

粟山部長が「コロナ禍における妊娠中の女性に対する指針が出ているがなかなか浸透していない。安心して妊娠、出産できる職場環境が定着するように今後も指導、支援を行う。また、えるぼしなどで認定されることによる企業には社員が定着するというメリットがある。各種制度は法律や就業規則を制定するだけではなく、周知することが重要である」と述べられ、2020年度の要請行動は終了しました。

今後も連合北海道男女平等参画推進委員会は、男性、女性といった性別に関わらず、誰もが安心して働き続けられる「男女平等参画社会」の実現に向けて取り組みを進めていきます。